防犯灯ＬＥＤ灯具の取替事業を実施する際の補助金の手続きの流れ

区または町内会		多治見市
防犯灯ＬＥＤ灯具の取替工事を実施したい旨をくらし人権課に電話で報告 点灯していない又は照度が明らかに低下しているＬＥＤ防犯灯具を取替えることを決定 ↓ ①施工業者から見積書（１灯当たりの金額と総額が分かること。消費税などの明細が分かること）を徴収 ②電気料金請求書内訳もしくは電気料金領収書（口座振替払用）のいずれかの写しに、取替工事を行う防犯灯を蛍光ペン等でマーク	報告 →	**工事実施ＯＫの伝達** **補助金交付申請兼実績報告書様式、完了報告書様式、請求書様式等を送付** どこの自治会かいくらでどの防犯灯を実施するかを把握 ※防犯灯ごとに１回に限るため ※予算があるか確認するため
様式等の受領 **防犯灯ＬＥＤ灯具の取替工事を実施** **工事終了後に施工業者に代金を支払い** ③工事実施前後の写真を施工業者に撮影依頼し受領 ④完了報告書を施工業者に作成依頼し受領 ⑤領収書等（施工業者が発行したもの、もしくは振り込んだことが分かるもの）のコピーを準備		
４半期ごと（６月末、９月末、１２月末、３月末）にまとめて、くらし人権課に補助金申請 ★ 補助金交付申請書兼実績報告書と、上記①～⑤、請求書を併せて提出	→	**受理** 内容を審査
補助金額確定通知書の受領 **補助金の入金**	←	**補助金額確定通知書の送付** ↓支払手続 **補助金を振込**（30 日以内）